

齋藤下野守朝信伝試論

加 藤 徹 (地歴科)

はじめに

近年、東国の戦国大名、とりわけ小田原北条氏や甲斐武田氏の研究が盛んに行われており、従来の知見を塗り替える見解が次々と出されている。家臣団や国衆についても、両氏に関しては『後北条氏家臣団人名辞典』(下山治久編 東京堂出版 二〇〇六年)、『武田家臣団人名辞典』(柴辻俊六・平山優・黒田基樹・丸島和洋編 東京堂出版 二〇一五年)が刊行されており、それが窺える。

ところで、同様に東国の戦国大名である越後長尾・上杉氏⁽¹⁾の研究に関しては、史料制約が大きいためか、上記二氏ほどには進んでいないように思われる。家臣団の構成についても同様である。そこで小論で長尾・上杉氏の重臣として知られる齋

藤朝信について、『上越市史』別編「上杉氏文書集」⁽²⁾に見える文書を中心に検討することで、新知見が得られるか、試みてみたい。

一 先行研究

(一) 長尾・上杉氏の家臣団について

戦後における長尾・上杉氏の家臣団に関する先行研究については、広井二〇〇〇にまとめられているように、藤木一九八四がその嚆矢といえる。

藤木氏は天正三年軍役帳(市史二二四六・市史二二四七)を検討し、上杉氏の家臣団を四グループに分類した。則ち、上杉一門乃至それに擬せられる客將を第一群、上杉氏からの自立性が濃厚な揚北衆を第二群、上杉氏への家臣化が揚北衆よりも早い上郡・中郡の国衆を第三群、謙信の重臣を構成した旗本老臣を第四群とした⁽³⁾。その上で、永禄十一年の陣立(市史六二二)を具体例として検討し、「前線の諸城砦へは軍役帳の上位を占める有力諸將を主軸とし、国衆と旗本あるいは一門を組合わせて動員するのに対して、春日山城の謙信の身边は・・・旗本重臣

勢力を以て固め、その上前線の陣立の内へは旗本を横目し軍監として、あるいは軍事力増強の目的で特別に派遣している」「譜代ならびに新参の家臣が謙信直属の旗本として、領国統制に重要な役割を担いつつあること、身分的には最高の序列を占める一門客将は謙信との親近性は極めて薄く、統一的な実力とはなり得ていない」⁽⁴⁾と指摘した。また、謙信期の執政主脳の構成についても、その中心は直江実綱以下の譜代直臣に置いており一門の執政参画はほとんど認められないこと、分国法類に関する有力国衆の執政参画は領国支配の一定の拡大の反映であると同時に、謙信の家臣団統制と領主権の限界を示すべきものと指摘されている⁽⁵⁾。

なお、藤木氏の研究を、発給文書を題材として深化させたものに池一九八七や片桐二〇〇一などがある。

(二) 斎藤氏について

拙稿の考察対象である斎藤朝信は越後国中郡刈羽郡にある赤田城主である。斎藤朝信、その父と比定される斎藤定信以前の越後守護上杉氏の直臣・斎藤氏に関しては、中村二〇一五が最

新研究である。

斎藤朝信に関しての専論は、管見の限りでは郷土史家の研究である伊藤一九七五、磯貝一九八二などがある。また『戦国人名辞典』⁽⁶⁾の市村清貴氏執筆による斎藤朝信の項が、現在の研究の到達点を示している。

二 上杉謙信期における斎藤朝信の事跡

(一) 二次史料に見える斎藤朝信

江戸時代には多くの軍記物が編纂された。上杉謙信についても同様である。寛文九（一六六九）年に編纂された『上杉将士書上』⁽⁷⁾によれば、斎藤朝信は武田氏や小田原北条氏との合戦においてたびたび先陣をまかせられ、御館の乱でも智略をもつて上杉景虎（上杉謙信養子）方を敗北させている。また、城普請にあつては自ら鋏をとり、加増があればすぐに士卒に分配し自らは食まであつたなどあり、民衆や部下を思いやる性格であつたとしている。ほぼ同じ人物評価が元禄一一（一六九八）年成立の『北越軍談』⁽⁸⁾にもある。

儒家思想が重視された江戸時代に成立している軍記物である

から、中国の史書に良く見える人物像をモチーフにして斎藤朝信の人となりを描写しているのは明らかであろう。では、一次史料では斎藤朝信はどのように現れるのだろうか。

(二) 天文年間の事跡

斎藤朝信は先述のように刈羽郡赤田の赤田城主である。簡単に系図関係^⑨を示すと、

斎藤清信——定信——頼信——昌信——定信——朝信——景信（以下省略）

となる。守護代長尾為景が越後守護上杉家を凌ぐ勢力を扶植するようになると、斎藤家は朝信父の定信の時代に長尾為景方に出入した。

朝信の初出は、前掲『戦国人名辞典』にあるように、天文八（一五三九）年九月に、斎藤定信と連名で発給された額分寺への安堵状である。額分寺は、赤田に存在した寺院である。

〔史料一〕^⑩

額分寺領之事、如前々之手筈処、山屋敷共仁進之候、於于々

孫々ニ不可有違儀候、弥々無御如在御祈念奉頼候、後代之証狀、如件、

天文八年九月一日

定信（花押）

朝信（花押）

額分寺

参

その後、天文二九（一五五〇）年五月には朝信が単独で菊尾寺に発給した安堵状^⑪が見える。

〔史料二〕

菊尾寺之事、先別当任筋目、出置候、寺社役之事、少も不可有無沙汰候、於有如在之義者、其意可存候、仍如件、

天文十九年

五月十三日

朝信（花押）

菊尾寺

参

菊尾寺は、現在の新潟県柏崎市吉井字菊尾に存在した寺院である。朝信居城の赤田城からは南方に直線距離で約2.5キロメートルしか離れていない。

「史料一」「史料二」から、斎藤定信から朝信へと斎藤家当主が移っていることが分かる。また、朝信の領主権力者としての性質が窺え、とりわけ「史料二」では菊尾寺に寺社役を義務づけており、その権力が窺える。

この間に気になる文書が存在する。天文一八（一五四九）年、上杉謙信は実兄長尾晴景から家督を譲られ越後守護代長尾家の当主となった。当時、越後には越後守護の上杉家（当主は定実）が健在で、上杉謙信もその「正統性」に依拠していた。国衆の中でも大態氏などは守護上杉家への忠誠を尽くし、さらには一九歳の青年当主の足下を見た訳ではないだろうが揚北衆（阿賀野川流域の国衆の総称）の多くは容易にはその支配下には屈せず、加えて同族の上田（越後国中郡魚沼郡、坂戸城主）長尾政景は公然と反旗を翻した。

それに対して上杉謙信は、上田庄近隣の領主宇佐美氏や平子氏を味方に付けた⁽¹²⁾。そこで長尾政景は六月宇佐美定満の要書

を放火するという報復攻撃に打って出た⁽¹³⁾。「史料三」はその間の様子を上杉謙信最初期の側近である本庄実乃が平子孫太郎にあてた文書である。原文が長いので、論考に関する部分だけ掲載する。

「史料三」⁽¹⁴⁾

御屋形様へ為御意信被仰立候、則景虎披露被申候処、御悦喜候段被遣御書、御目出^三存計候、景虎も一段喜悦候由候、（中略）一、御捨弟孫八郎殿御進退之義、御袋様より被仰越、是又無御余義存候、雖只今義^二無之候、御次以為御心得申入候、惣別、御先輩^三御座候間、公家をも可被御覧、台飯式にても、景虎にてもさせ被申候^著、可然存候、其故^著、斎藤小三郎殿、御捨弟平七郎殿、又^著千坂筑前御捨弟源七郎殿、何も台飯之式^三而御詰候間、御同前に候て、可然存候、為御心得申候、（後略）

史料に見える斎藤小三郎は誰のことだろうか。中村二〇一五によれば、斎藤朝信の一族物領は代々「三郎」を名乗っており、

朝信の先祖で寛正年間（一四六一～一四六六年）に事跡が窺える斎藤清信が「小三郎」を名乗っている^⑬。また、斎藤氏や平子氏、そして同じく「史料三」に現れる干坂氏は代々越後守護上杉家の家老であり、上杉謙信が家督を相続すると謙信の家臣となった。或いは、史料中の人物は斎藤朝信を指す可能性があるだろう。「台飯式」が何を指すのかは良く分からないが、斎藤小三郎が上杉謙信と同席していることは窺える。或いは干坂氏同様、斎藤氏は早くから謙信にとって信頼のおける勢力だったのではない。

上記の推定、即ち斎藤小三郎が朝信を指しているのではないか、ということの傍証たり得ると思われる文書がある。

「史料四」^⑭

妙行寺分儀、今度令進覧候哉、為御祝意、三十疋被懸御意候、御勘心之至併添候、陣地停止之御寺へ付候旨、不可有相違候、尚御使價令面語候、恐々敬白、

斎藤小三郎

朝信（花押）

五月廿三日

宛所・年次共に未詳であるため詳細は分からないが、「陣地停止」とあることから禁制を発給することに関する文書だろう。禁制の受給者からすれば、斎藤朝信に禁制を発給してもらえばある程度禁制の実効性がある、と考えたのであろうか。そうだとすれば、「下野守」を名乗る前から一定の権力を有したことが窺える。

（三）永禄年間の事跡

その後、しばらく斎藤朝信の名は文書類からは見られなくなるが、永禄二（一五五九）～四（一五六一）年にかけて、長尾藤景、柿崎景家、北条高広と共に奉行人を務めた。永禄年間から、斎藤朝信の上杉家における地位が明らかに高まっていく。先ずは奉行人としての活躍から見てみよう。「史料四」はこの四名連名で出された初の奉書である。

「史料五」^⑮

頸城郡夷守郷、榎井之保内大高山湧光寺領事、御当代改而被進置候、然者、郡司不入諸役免許之儀、任去必永廿九四

月五日性景御落着之旨、如年来於自今以後不可有其煩之由、
被仰出候也、仍執達如件、

永禄貳

十二月廿六日

藤景^{景判}

景家^同

高広^同

朝信^同

広泰寺

同名での連署状は永禄三（一五六〇）年、上杉謙信の本拠、春日山城下の府内に対して古くからの地子・諸役を五年間免除することを定めた文末の文書一覧表1の5の文書（以下単に表〇の〇と表す。注も同様）、越後一宮である居多神社や八幡社に充てた制札（表1の6、表1の7）がある。朝信が謙信家臣団にあつてその中枢にあることが窺える。

やや前後するが同年は、上杉謙信が初めて越中に出兵した年でもあるが、斎藤朝信は北条高広と共に従軍した。新川郡太田上郷に対して禁制を発している。

〔史料六〕⁽¹³⁾

右、於越中国新河郡内神前筑前拘領太田上郷道場寺家、同門前、越後州諸軍勢遮妨狼藉堅停止之、若有違犯族^者、不嫌甲乙人、可被処罪科状、如件、

永禄参年三月 日

丹後守（花押）

下野守（花押）

朝信は三月には謙信に従つて越中にあり、五月には府内に帰還している。同年八月、謙信は関東管領であつた上杉憲政（当時は光哲を名乗る）を奉じて初の越山、則ち小田原北条氏を滅ぼすための関東遠征に出陣した。朝信がこの越山に従軍したかは不明であるが、前掲「史料四」で名の見えた四奉行のうち、朝信以外はその所在が掴める。則ち、謙信が留守中の春日山に対して出した掟書の宛所に柿崎和泉守の名がある⁽¹⁴⁾ことから柿崎景家は留守居を務め、遠征先の武蔵国や相模国で出した制札に丹後守・遠江守の名がある⁽¹⁵⁾ことから北条高広と長尾藤景は

謙信の越山に従ったことが分かる。

上杉謙信は関東で越年し、この遠征から帰還するのは永禄四(一五六二)年七月初旬である。この間に長尾藤景は、あるいは関東より一足先に越後に帰還したのか、同年三月には朝信と共に制札を発給している。

〔史料七〕⁽²⁾

制札

- 一、御□□□上下のもの共、或ハ御くせん、或ハ御せんふの荷物とかうし、さいけんなく宿送申付^三つゐて、彼路次番の地下人等めいわくにおよぶのよし、無是非次第候、所詮、向後二おゐてハ、てんま・しゆく送の義、奉行のめんくより一札無之者これをつとむべからざる事、
- 一、御陣中より御急用のしさいあつて、さしこされ候御使者、ひきやく等の事ハ、夜中をかきらす送むかひの義ちそう^三およぶべき事、
- 右、有入不入之者共可守此旨、若違犯之ともからこれあらは、其人を押置、可註進者也、仍如件、

永禄四

三月 日

遠江守 (花押影)

大学助 (花押影)

掃部助 (花押影)

下野守 (花押影)

片桐二〇〇一によれば、この越山の際、「越後の留守居役には手に負えない案件が、関東在陣中の景虎(＝上杉謙信、引用者注)のもとへ持ち込まれ」ていた⁽²⁾。実際、水害にあつていた上田などに対する徳政や頸城郡内に対する制札は、謙信の側近であり関東に在陣していた直江実綱・河田長親を奉行として奉書式朱印状を発給している⁽³⁾。片桐氏は先の引用箇所につけて、「当主の越後国外滞在中であつても、越後国内における裁定・文書発給は当主によつてなされるものであり、越後留守居役にはその権限はなかつた、少なくとも文書を発給することは出来なかつた」とされるが、恐らく「史料五」は、市史二六八を受けて留守居役が改めて越後国内で発給したのではなかつたか。史料中にある「奉行からの一札がなければ伝馬役や宿送を受付なくて良い」というのは、この長尾藤景以下の四名が奉行

として謙信留守の越後の実務を取り仕切っていたことを示さるう。なお、管見の限りではあるが、大学助、掃部助両名は実名不明で、永禄二三年に共に奉行を務めていた柿崎景家は留守中に文書を発給した様子は見られない。

なお、この頃のものとしてされる案文がある。これによれば、斎藤朝信、長尾藤景、柿崎景家、北条高広は明らかに上杉家中にあつては重視されていることが窺える²⁵。

ついで、朝信の軍事指揮者としての側面も見えてみよう。

上杉謙信は関東より帰国してすぐの永禄四年八月末、今度は武田信玄と戦うため信濃へ出兵する。謙信と信玄の一騎打ち武勇譚で名高い、所謂第四次川中島の戦いである。この頃、武田信玄は謙信を牽制すべく越中の一向宗に対して調略を行い、一向一揆を蠢動せしめた。周知の如く、武田信玄の正妻である三条の方は、本願寺法主である顯如の正妻と姉妹で、武田信玄と一向宗との関係は深かつたのである。謙信は今後長きに亘つて越中一向一揆に苦しめられることになる。

そこで謙信は、春日山留守居の長尾政景に対して、越中の動向にも目を光らせるように指示した。

「史料」²⁶

覚

- 一、越中之人質、細々いろへ候而、用心油断有間敷候、
一、若会津衆・大宝寺衆於打着者、蔵田所^三而見参候而、
西浜^三のふ・名立^三可為取陣候、乍然、越中火急之儀
於無是ハ、府中^二可被置事、
一、越中へ助衆於立ハ、府内之者共蔵田^三被申付召連、其
方打出見合、其備^三可及候事、
付、斎藤下野守・山本寺伊予守、留守中越中^三可有
是候、彼口之儀ハ両三人談合候而、可被及其備事、

以上

八月廿九日

政虎(花押)

長尾越前守殿

斎藤朝信が、一門衆に擬せられる山本寺定長²⁶と共に越中の上杉領に派遣され、一向一揆に備えていたことが窺える。長尾政景は、かつて謙信に叛旗を翻したことがある上田長尾氏の頭

領で、謙信出奔事件では家臣団を代表して謙信に諫言したとされ、その後謙信の重臣となった一門衆である。朝信は、奉行として政治の中枢にいただけでなく、軍事指揮者としても一門衆同然の扱いを受けていたといえるだろう。

永禄五（一五六二）年以降も上杉謙信は精力的に関東遠征を実施し、ほとんど春日山に腰を落ち着けることがなくなる。そのためか、先に挙げた四名連署の制札などは全く見られなくなる。加えて春日山の留守居には「史料六」にも見える長尾政景や蔵田五郎左衛門尉が充てられていることが判明するものの、斎藤朝信ら先の四名が単独での文書発給もほとんど見えなくなり、この間の動向は不明である⁽²⁸⁾。

永禄七（一五六四）年二月、上杉謙信は叛服常無下野国・唐沢山城の佐野昌綱を攻め、これを降させた。この際謙信は、長尾時宗と共に斎藤朝信に対して感状を発給している。

「史料九」⁽²⁹⁾

宇木縫殿右衛門尉 手負

大津藤六 同

蓮池弥八郎 同

犬貝源次郎 同

椎橋 同

宇木孫兵衛尉 同

吉岡 討死

又被官

中村源五郎

中村源介

二郎五郎中間

今度佐野攻破刻、各如此被疵之段、動神妙之至候、向後弥相嗜為揉簡小候者也、

永禄七

二月十七日

輝虎（花押）

斎藤下野守殿

朝信の家臣の名、及び戦傷の有無や討ち死についても記載があり、貴重な史料となっている。なお、この直前まで謙信は常陸国・小田城の小田氏治攻めを行っており、こちらには先の四

奉行の一人である柿崎景家が東林寺へ書状を発給しており⁽²⁹⁾、
或いは斎藤・柿崎が共に前年末からの関東遠征に従軍していた
のだろう。

なお、年次未詳文書で、『上越市史』では永禄八（一五六五）
年に比定されている表2の2では、朝信が赤見六郎左衛門尉・
小野主計助と共に、謙信から敵情報告を行つてゐることを賞さ
れると共に、武田家と越中の情勢を逐次報告すること及び城の
普請を行うことを指示されていることから、国郡の要地の守備
を任されてゐて、依然として有力な軍事指揮者であることが分
かる。

永禄八年五月、上方で大事件が発生する。時の將軍である足
利義輝が松永久秀・三好三人衆の軍勢により弑逆されたのであ
る（永禄の変）。松永・三好らは足利義榮を傀儡として擁立し
た。義輝の弟である足利義昭（当時は義秋）は、永禄の変当時
は仏門に入り一乗院覚慶を名乗つており、一時松永に監視され
ていたようだが、同年八月には和田（現滋賀県甲賀町）に逃れ、
兄・義輝在世中に二度も上洛を行つた上杉謙信に対して「早速
無念を晴らすよう」訴へ、事実上の上洛要請を行つた⁽³⁰⁾。

翌永禄九（一五六六）年二月、覚慶は還俗して足利義秋を名
乗つた。翌月、義秋は上杉謙信に対して小田原北条氏との和睦
を斡旋した上で、早急なる上洛を果たすよう御内書をもたらし
た。書状は三月十日付で謙信はもとより、その重臣にあてても
ほぼ同文のものが発給されている⁽³¹⁾。

「史料上」⁽³²⁾

就出張之儀、対輝虎頼入旨、以祐阿申遣之処、嚴重之趣、
感悦候、此度越・相令無事、不日参洛候様、令馳走者可為
神妙候、猶大覚寺門跡可有演説候也、

三月十日

義昭在判

斎藤下野守とのへ

永禄年間に、朝信が外交取次を務めたことが窺える史料は残つ
ていない。だが、朝信は、謙信の養子である長尾喜平次（後の
上杉景勝）や揚北衆の最大勢力である色部勝長らとともに御内
書を受けており、上杉家重臣として認識されていたことが窺え
る。

なお、謙信はこの時も越山しており、実際に上洛のために兵を動かすことは不可能であった。

(四) 元龜・天正六年の事跡

永祿十年から元龜年間にかけて、斎藤朝信の事跡が窺える文書がほぼなくなる。信頼のおける文書としては、東福院への寄進に関する謙信書状である表2の21、元龜二（一五七二）年に領下の菊尾寺に発給した安堵状である表1の10の二点に過ぎない。『上杉家御年譜』永祿十（一五六七）年四月条によると、揚北衆の一人で瀬波郡・村上城主本庄繁長が長尾藤景を春日山にて殺害したのち、武田信玄と誼を通じて居城にて反乱を起こし、斎藤朝信は本庄討伐軍の一員として記録されている⁽³³⁾。

天正年間になると、再び斎藤朝信の事跡が文書から窺えるようになる。殊に軍事指揮者としての活躍が多い。先ず、軍事指揮者としての活躍を見ていこう。元龜四（一五七三、当年は七月二八日に天正と改元）年、越中に出陣していた上杉謙信は越中一向一揆を破り、神通川以東をほぼ制圧し、帰途に就いた。その際、越中には多くの部将を留め置き防衛にあたらせている

(33)。

〔史料十二〕

急度以飛脚申候、様々各々異見候間、当地糸井河^元昨晚令着馬候、信州諸口如何^二も無事^三候、可心安候、小野主計助山中^二鉄炮之音一^一つ鳴候とて、信玄打出候由申、諸軍^元為恐怖候、此鉄炮者狩人之鉄炮之由申候、少も案間布候、今日も爰許^二人数不散滞留申候ハ、為如何^二も其地^三各指置安知候間、一左右之内ハ、思候て身之事も滞留申候、從十八日今日迄之仕合、其地^三有之時ヨリ猶々安知候て、夜目ヲくわす候、委返事^三敵之模様可申越候、隨而番手之衆人数可歸候間、人留ヲ申候、柿崎・清七郎・織部約束之判^お、為三人庄田隼人かたへ被越候者、其判にて可通由可申付候、万吉重而可申候、謹言、

四月廿日巳刻

謙信

上条弥五郎殿

琵琶嶋弥七郎殿

柿崎和泉守殿
新建大膳亮殿
平賀左京亮殿
船見宮内少輔殿
吉江織部佐殿
本庄清七郎殿
賀地藤次郎殿
斎藤下野守殿
石川中務少輔殿
山本寺伊予守殿
十郎殿
松本代板屋修理との
本庄弥二郎代

斎藤朝信が一門衆の上条政繁・上杉景信（十郎殿）やかつて共に奉行職にあった柿崎景家らと共に越中に置かれたことが分かる。

上杉謙信は、天正年間に入ると越山のみならず精力的に越中、

さらには能登へ出兵している。この内、能登出兵は天正四（一五七六）年、能登畠山家当主の畠山義隆が二月に死去しており、畠山家重臣の温井・平・遊佐・長が謙信に出兵を請いたことに或いは関連があるのか^③。この温井らの書状の宛所の一人に斎藤朝信が見られる^④。

天正三（一五七五）年、上杉謙信は越後における諸将の軍役帳を作成した^⑤。謙信の養子である上杉景勝が自身に割り当てられた軍役を謙信の側近吉江資堅に提出した文書が残っており^⑥、文書中に見える軍役と軍役帳のそれとが一致することから、恐らく越後諸将（越中や関東在陣中の部将の名は見られない）も景勝と同様に自らの軍役を申告して作成されたのであろう^⑦。斎藤朝信は、鎧・一五三丁、手明・一二丁、鉄炮・十丁、大小旗・二二本、馬上・二八騎^⑧の合計二〇五人を負担している。朝信の名は軍役帳において、前述の藤木氏の分類によれば第三群、全体で見れば二八番目に見えるが、その負担量は全体で八番目に多く、ここからも有力家臣であることが窺える。

天正四（一五七六）年には越中をほぼ制圧した上杉謙信は、越前から加賀にかけて勢力を伸ばす織田信長との断交を決意し

た。そこで能登経略を翌天正五（一五七七）年にかけて進め、九月には七尾城を陥落させ、親織田派の長一族を殺害し、同月末までには奥能登を平定し、ここに畠山家は滅亡した。この、天正五年の能登遠征に斎藤朝信は従軍しており、加能国境にある要衝・末森城の守備を一門衆の山浦国清と共に任されている^{〔4〕}。当時、長氏より後詰めの要請を受けていた織田信長は柴田勝家らを派遣していた。山浦・斎藤の末森派遣はこれに備えるためであろう。

大名から割り当てられる軍役の量に相応しく、天正年間になつても相変わらず朝信は軍事指揮者としても重用されていたことが理解出来よう。

天正三年六月には、朝信は約一五年ぶりに越後府内の奉行に返り咲いたようである。

〔史料十二〕^{〔4〕}

定

右、大崎郷荒井町問屋之儀、其方相定候、就其伝馬宿送無

油断町中^上急度可申付候、若下知ヲ違背之族於有之者、曲事之由、被 仰出者也、為後代、仍如件、

天正三年乙亥

柴田尾張守（花押）

六月 日

竹俣参河守（花押）

斎藤下野守（花押）

荒井町問屋

和田六右衛門

共に揚北衆の新発田長敦・竹俣慶綱と朝信の三名連署の制札などはこの後の上杉景勝期の初期まで見られる。軍事のみならず政治の舞台でも重臣としての地位にあった（或いは戻ったのか）のである。

ところで永禄く天正年間には、領主権力者としての振る舞いを示す文書がほぼ皆無である。ただ、この間と思われる年次未詳文書が二つ存在する。

〔史料十三〕^{〔4〕}

合沢分之儀、為畠屋之東福院寄進可致之由、被申候旨、尤

候、此分石河中務方より可申候、恐々謹言、

六月三日

輝虎（花押影）

斎藤下野守殿

〔史料十四〕⁽⁴⁾

急度令啓札候、仍雖少地候、為御寺領合沢分合寄進之候、
連々御寺家執立可申候、將又先日者御音札預之忝候、莫角
罷過之、不沙汰非本意存候、猶彼使者申合候間、令省略候
段、可得御意候、恐々敬白、

斎藤下野守

七月廿三日

朝信（花押影）

東福院

参侍者御中

両史料中に「合沢分」の文言が見え、それを斎藤家菩提寺の東福院に寄進するという内容である。朝信が謙信の許可を得て、新たに東福院に寄進地を設定する、という手順が見えて興味深いものであるが、上杉家中の重臣であつても当然領主権力者として

しての側面も疎かにしてはいないのである。

謙信は、天正五年末には春日山へ帰国し、「上杉家家中名字尽手本」を編纂した。当然ではあるが、ここに朝信の名も記載されている⁽⁴⁵⁾。翌年正月には次の出陣に向けて、越後のみならず、越中諸将にも命が届いた。だが、この出陣は実現することではなかった。謙信は三月九日に突然昏倒し、一三日に死去したからである。

謙信の死は、上杉家中に大きな衝撃をもたらした。それは単に当主が亡くなったため、だけではない。周知のように謙信は生涯妻帯しなかったため妻子、則ち後継者がいなかったのである。謙信の養子として上杉姓を名乗っていたのは、上杉景勝（上田長尾家、長尾政景の子）と上杉景虎（小田原北条家、北条氏康の子）の二名である。謙信は生前、どちらが家督を継承するかは明言していなかったとされる。その為、謙信が死去するところの両名による家督相継争いが勃発した。「御館の乱」である。

三 上杉景勝期における斎藤朝信の事跡

(一) 御館の乱

御館の乱については今福三〇一一に詳しいが、行論の関係上簡潔に述べてみよう。

上杉謙信の死去後、先手をとつたのは上杉景勝であつた。景勝は早くも天正六（一五七八）年三月中には春日山城を占拠した。景勝は天正三年正月に謙信から「景勝」の名乗り及び「彈正少弼」の官途を得ているため、恐らくは家中で景勝が謙信後継と目されていたのだらう^④。一方、機先を制された上杉景虎は五月には御館（前関東管領上杉憲政の居館）に入り、自勢力の扶植を始めた。

結果としてこの家督争いは謙信麾下の諸將を兩派に分裂させ、越後を中心に広範な内戦をもたらすことになったのである。景勝方についたのは、一門衆では上条宜順や山浦国清、側近では吉江信景、国衆では斎藤朝信をはじめ、新発田長敦、竹俣慶綱などである。謙信初期には謙信の影響力が余り及んでいなかった揚北衆はほとんどが景勝方であるのは特徴的だ。一方景虎方についたのは、一門衆では山本寺定長、側近では仲余親綱、国

衆では北条高広・景広父子、桃井義孝、本庄秀綱、堀江宗親などである。小田原北条氏と境を接している上野国に在番している諸將は軒並み景虎方になっている^⑤。これは上野国が、小田原北条氏の当主である北条氏政がその実弟北条氏邦らを景虎の援軍として派遣する際の行軍ルートに当たるためであらう。

斎藤朝信が景勝方についたことは、景勝にとっては非常に重要であつた^⑥。それは単に、謙信後期の奉行が自派になつたことで「謙信権力を継承している」という一種の正統性を確保することが出来ただけでなく、朝信の居城である赤田城が景虎方の多い中郡でも特に景虎方の城に包囲された地域にあり、同じく景勝方となつた与板城（城主：直江信綱）と共に、自派の多い下郡との連絡ルート上の拠点となり、且つ景勝本来の根拠地であつた上田庄と春日山城を結ぶ交通の要衝にあたるという、戦略的な意義があるからだ。

この間、朝信は引き続き新発田・竹俣と奉行を務め連名で制札を発給している。

〔史料十五〕^⑦

制札

右、於習禪寺村、諸軍勢、監妨狼藉^并人取、竹木剪取事、
堅令停止之、若有違犯輩^等、不嫌甲乙人、於立所可加成敗
由、被仰出、被成御判者也、仍如件、

天正六

(朱印) 六月 日

尾張守 (花押)

参河守 (花押)

下野守 (花押)

また、三名連署で能登の海商に朱印状を発給している⁽⁵⁾ほか、
単独でも制札を発給している。

〔史料十六〕⁽⁵⁾

制札

右、太田保内無道狼藉不可致之事、若於背此旨^等、不嫌甲
乙人、可処罪科者也、仍如件、

天正七年

二月 日

(花押)

このような政務を行っており、謙信晩年同様に内政の中心メ
ンバーとしての活躍が窺える。

さて、朝信は御館の乱中に景勝方の中心部将として転戦し、
主に枋尾城主・本庄秀綱の軍勢と交戦していた⁽⁵²⁾。〔史料十七〕
は同期間中、最初に見える斎藤朝信の動向である。

〔史料十七〕⁽⁵³⁾

態以使者申届候、尔来、其訖近辺之事成無其聞、如何無心
元迄候、当城備無相替儀堅固候条、可心安候、仍旧冬河田
豊前守至于糸魚川之地令着陣候間、内々年内当地へ呼越、
館之儀雖可討果候、留守中之仕置等未落居之様^三聞及候間、
初上条殿、専柳斎・吉江喜四郎・窓隣軒糸魚川へ指越、相
談、先以豊前守自彼地指帰候、然^等、当月十六日必令着府、
無二可走廻之由堅約候、豊前守事^替不及云、家中之者共迄
誓詞成之、若林宗右衛門尉差越候、如此之時^等、日限無相
違可参府事、眼前之条、如何共其方事、与板・赤田・下条
申合、来月上旬被打登、手合簡用候、度々如申遣、当城備
之儀^替正、二月中^三相極候、雪消南衆館へ相重候^等、凶事出

来之儀も可有之候歟、兎に角に豊前守参府ニ一功於無之^書、
無詮議候条、此刻遂鬱憤、属本意候様之才覚任入候、猶左
近司伝兵衛尉口上ニ申合候間、令暇候、謹言、

正月六日

景勝^{武田勝頼}

村山善左衛門尉殿

御館の乱は、甲斐・武田勝頼との同盟に成功（後述）した景
勝が、小田原北条氏の援軍の不甲斐なさもあつて景虎を天正七
（一五七九）年三月二四日、御館から落ち延びた鯨が尾城で自
刃に追い込んだ。だが、

〔史料十八〕⁽⁵⁴⁾

急度以脚力申届候、仍従与板如注進^書、本庄清七郎向彼地、
及行由候間、時分口雖可為大儀候、自其地与板へ早速加勢
を被入置无^三候、有遅々^書不可有曲候、偏^三頼入候、扱又、
近庄相替儀^書、節々可被申越、猶万吉重而、謹言、

五月六日

景勝（花押）

斎藤下野守殿

と、景虎敗死後の同年五月に景勝が朝信に対して与板方面への
出陣を指示していることから窺えるように、柗尾・本庄泰綱や、
或いは三条・神余親綱は依然として抗戦を続けたため、完全平
定にはさらに一年を要したのである。

話は前後するが御館の乱に際して、越後国内における軍事行
動は朝信などの奮戦の甲斐あつて、景勝方が優勢に進んでいた。
しかし、先述の通り、景虎方には実家である小田原北条氏の援
軍のみならず、小田原北条氏と同盟関係にあつた甲斐・武田勝
頼からも援兵が送られてきた。この勝頼からの援軍は景勝方に
とっては激震であつただろう。何故なら、北条方の援軍が自身
の旧領である上田衆の奮戦により春日山方面への展開が阻止さ
れているのに対して、信越国境を守る桃井（飯山城）や堀江
（鯨が尾城）が景虎方であつたため勝頼の軍勢はたやすく春日
山方面に侵入できるからだ。実際に、武田の援軍を率いた一族
の武田信豊の軍勢は早くも天正六年五月末には信越国境に進軍
した。

そこで景勝は、勝頼との同盟交渉に入った。二次史料である
『北越軍記』⁽⁵⁵⁾によれば勝頼側近の長坂光堅・跡部勝資が金銭に

執着することを知った斎藤朝信が、この二名に賄賂を送れば勝頼との和睦も間違いなし、と進言したとある。智勇兼備の老将の面目躍如の活躍ではあるが、ほぼ同様の記述が『甲陽軍鑑』にもあるため、恐らく創作ではあろう。だが、この同盟交渉に朝信が中心的な役割を担ったことは間違いがない。

〔史料十九〕^{⑤6}

芳墨快然候、抑被对当方、景勝無二可有御入魂之由、大慶候、於于勝頼も異于他可申合所存候条、弥御同心候様^三諫言可為本望候、仍太刀一腰^{脇輪}・馬一疋^{重毛}・青帙千疋到来、玆重候、委曲小山田可申候、恐々謹言、

六月廿四日

勝頼 (花押)

斎藤下野守殿

結果、景勝は勝頼に黄金五〇枚を贈ることなどを条件に同盟が成立した。勝頼は景勝・景虎間の和睦を斡旋し、八月に和睦が成立したことを見届け、撤退した^{⑤7}。この同盟交渉は、遅くとも同年九月には府内の奉行と同様に、斎藤朝信・新発田長敦・

竹俣慶綱の三名が担当することになった。

〔史料二十〕^{⑤8}

芳墨披閱、快意候、仍和平之儀、種々雖及媒介候、相互条理無隙限故、無落着候、誠歎敷候、当方帰陣已後、景勝御備堅固之由、肝心候、上口無相替儀、万方本意之形候、可御心易候、委曲小山田左衛門大夫可申遣候条、不能具候、恐々謹言、

九月廿四日

勝頼 (花押)

新発田尾張守殿

竹俣三河守殿

斎藤下野守殿

天正八(一五八〇)年閏三月、景勝はほぼ内乱を制圧したのを受けて、一斉に感状などを発給した。朝信は神余親綱の旧領を与えられるなどしている。

〔史料二十一〕^{⑤9}

今度刈羽郡内六ヶ所相除、其外悉^并大登之地神余分、其方^正
出置候、北条一跡乗松丸^三出之候、不可有相違者也、仍執
達如件、

壬三月十四日

景勝 (花押)

斎藤下野守殿

束の間の安寧を得た朝信は、ようやく領主権力者として振る
舞える余裕が出たのだろう。同年九月に城下の東福院に判物を
発給している。

〔史料二十二〕^⑥

刈羽郡之内赤田村東福院門前屋敷如前々□□□□停止諸役、
不入^三出置者也、以来不可有相違候、尚為向後、仍如件、

天正八年

斎藤下野守

九月廿八日

朝信 (花押影)

東福院

参

また、翌天正九（一五八一）年二月には刈羽郡小国に安堵状
を発給して、百姓役を命じている^⑦。

御館の乱の終息により越後には平和が訪れるかと思われたが、
この内戦で空費した二年の間に上杉領国を取り巻く状況は一変
していたのである。

（二）織田信長との戦いから天正壬午の乱^⑧へ

天正八年四月、本願寺法主頭如は大坂御坊を退去し紀伊・鸛
森へ向かった。本願寺は畿内における反織田勢力の筆頭であつ
たが、越前や伊勢長島の一向一揆が殲滅され、また大坂へ物資
の輸送にあたっていた毛利氏が第二次木津川の戦い（天正六年
冬）に敗れ兵站が途切れたこともあり、抵抗叶わず朝廷の斡旋
の上で織田信長と講和したのである。

これを受けて北陸方面軍の柴田勝家は、加賀一向一揆の残党
を制圧すべく早くも天正八年三月には加賀へ出兵を行つた。加
賀には、先の手取川の戦い時に上杉方に靡いた一揆・国衆が多
かった。だが、柴田勢の猛攻により同年内には尾山御坊は陥落
し、加賀一向一揆は壊滅した。のみならず能登も、畠山家存統

中より親織田派であった長連龍の調略により、多くの国衆が織田方に寝返り、同年内には織田領となったようである。翌天正九年、能登・七尾城は信長側近の菅屋長頼が城代として入城した⁶³。

御館の乱を平定し、ようやく家中を統一した上杉景勝は北陸方面で柴田勝家の方面軍との戦いにおいて苦戦に立たされ、越中東部を何とか保っている状況にまで追い込まれた訳である。さらに、織田勢は越中への攻勢を強めた。

加えて景勝は越後国内でも危機に陥った。揚北衆の中でも有力国衆である新発田重家が、陸奥会津・蘆名盛隆、陸奥米沢・伊達輝宗らと結び、天正九年六月に景勝に対して反旗を翻した。新発田重家は、斎藤朝信と共に奉行を務めていた新発田長敦の弟で、天正七年には能登に在城していた鰐坂長実に対して越後における御館の乱の戦況報告及び景勝の指示を新発田長敦・竹俣慶綱と共に伝えていることから、朝信ら三奉行に準ずる地位にいたことが明らかである⁶⁴。長敦が天正八年に死去したため、五十公野家に入っていた重家は新発田の家督を継いだ。御館の乱で新発田長敦は景勝方についたのは先述の通りだが、どうや

ら新発田家に対する恩賞が不満で重家は反乱を起こしたとされる。

結局、景勝は御館の乱を平定したのも束の間、西は織田の軍勢、東は蘆名・伊達の支援を受けた新発田重家、と東西両面に強敵を抱えることになったのである⁶⁵。

やや前後するが、天正九年四月、謙信側近として知られる重臣で、越中統治の最重要人物であった松倉城代の河田長親が病死した。景勝は一門衆である上条宜順や信濃国衆の須田満親⁶⁶を派遣した。河田の死に呼応する形で織田軍の越中攻勢が活発化を始めた。

斎藤朝信は、七月までには山浦国清と共に越中方面に派遣されていたようである。

〔史料二十三〕⁶⁷

急度申入候、仍昨廿日魚津・金山へ何⁶⁸罷着候、当表如何^三
⁶⁹御無事之由、御比判候間、可御心易候、相替儀候者、各早速可及御注進候、将又、諸口御番所之儀山浦衆・斎藤殿被成置候様、拙者へ御理^三候間、罷立候、則桐左へ如申宜候、十疋丁相当之御番所之儀可被仰付由、及御任言候、殊

証人等之番迄承之候間、東廻輪之火之御用心、彼是御一手
役之衆同前^三ハ致之間敷由御返答申候間、其元^二而御取籠候
者、可然様^三頼入候、目出重而、恐々謹言、

返々、一手役被成候、同前^三ハ拙者儀被成間敷候、能々
御分別頼入候、以上、

村善

七月五日

慶綱

桐左

斎四

泉河

参御宿所

天正十（一五八二）年に入ると上杉景勝の旗色はさらに悪化
した。同盟国である武田勝頼に危機が訪れたためだ。一月末に、
木曾義昌が武田勝頼を裏切り織田方へ寝返ったのである。織田
信長は、嫡男の信忠、河尻秀隆らを岐阜から派遣した。信忠軍
の進軍はやく、二月十四日に信濃西端に程近い美濃・岩村を
進発し、十七日には飯田や伊那大島を占領している。また織田

軍に呼応して信長の同盟国である徳川家康も遠江から駿河へ侵
攻、同じく北条氏政も上野の武田領へ侵攻を開始した⁽⁸⁸⁾。

勝頼は同盟国であり、妹婿である景勝に援軍を要請した。景
勝にしてみれば、東西、そして南方という三方面作戦を採らざ
るを得なくなった。そこで景勝は、新発田重家を蠢動せしめて
いる会津・蘆名盛隆に対して和睦の仲介を依頼した⁽⁸⁹⁾。斎藤朝
信はこの交渉における上杉方の取次を務めていた。

〔史料二十四〕⁽⁹⁾

自景勝林泉寺差越御申、向後猶以可極仰談候由承候、誠以
本望此事^三候、勿論自今已後^々、無^二可申合之外、無^一之候条、
旁御取成任入外、無他候、猶存分近日以使可申越之由存候、
仍段子送給候、悦目之至候、委曲重而、恐々謹言、

二月十七日

盛隆（花押）

斎藤卜野守殿

状況は日増しに悪化していく。松倉城番であつた黒金景信ら
から援軍の要請があつたため、斎藤朝信は越中に出陣した⁽⁹⁾。

だが、武田家の情勢も日を追って悪化したため、朝信は千坂景親と共に信濃への援軍に差し向けられることになった。これは越中同盟の取次役を務めていたこと、また同じく取次であった新発田長敦が死亡し、竹俣慶綱が魚津城に在番していたこと、そして謙信以来の重臣で多くの軍役を務めている朝信が最適の人材であったためだろう。

「史料二十五」^②

木曾就逆心、其国無正跡之由候間、為初千坂対馬守・斎藤下野守十頭差越候、彼者共有相談堅固之仕置肝要候、次当方之儀、様々令造説之由候、其方如存知、以数通之誓詞を申談、其上勝頼滅亡忽帰当国之、旁以可有違儀之事、不思寄之処、惡逆無道之族、取々^三令沙汰之儀、無念之次第候、身之底根為可申届、長井丹波守皆々^三相添差越候間、彼舌頭被聞届、則有談合可被相諍事、専一候、勝頼御事、偏案内候、日々^ニ飛脚雖差越度候、当国之者路次番不知案内之条、不任心口惜候、如何共自其元、慥成者を差越、様子被聞届、注進待入候、勝頼御身上無違候^キ、世間何^キ変化候共、

可直備事案中^三候、恐々謹言、

三月六日

景勝（花押）

福王寺殿

梅口軒

先発部隊を率いていた松本房繁・水原満家・新津勝資・竹俣房綱は三月五日の段階で「むれ井」^③（信濃国水内郡牟礼）に達していたが、その後進軍することはなかった。越中から転進する斎藤・千坂両隊の準備が遅れていた上、斎藤朝信自身が病氣だったのである。

「史料二十六」^④

猶々、残而之衆今日の内^三御立尤候、必々、以上、又申候、苕羽進之候、御しやうくわん可為本望候、以上、一筆申届候、仍甲加勢之事、度々雖申候、始斎藤何も于今不打立候、人数悉調候^三処、菟角候て遅々候事、無曲次第候、自其元きふく御さいそく候て、明日中^二被打立候様に御ふれ尤候、斎藤八誠^三煩^三候ハ、見合候、竹俣・水原・松

本・新津、此衆ヲ御たてかんよふ^二候、いかにも堅御理簡
心候、以上、

(礼紙ウハ書)

「切封墨引」

上条殿

少弼

まいる

」

結局、織田信忠の怒濤の攻勢により、上杉の援軍が到着する
前に武田勝頼は三月二一日に申斐の田野で自刃し、ここに戦国
大名・武田氏は滅亡してしまった。

武田滅亡。これは上杉景勝にとってみれば、南からも織田軍
が攻めてくることを意味していた。実際、四月に入ると信濃北
部の川中島四郡(高井・水内・埴科・更級)を信長から与えら
れた森長可が赴任し、その支配を嫌って蜂起した飯山一向一揆
を即座に鎮圧している^⑤。

越中方面からの織田軍の攻勢も激しさを増した。松倉城の支
城である魚津城が四月に包囲された。魚津城に入っていた諸将

は徹底抗戦を行つたが戦況は芳しくなく、故郷の家族にあてて
事実上の遺書を書き送っている^⑥。このような状況にあつて景
勝は身動きが取れなかったが、援軍派遣を四月二三日に決定し、
さらに自身も同月下旬には越中へ後詰めに向いた。先遣の援軍
には、病が癒えて信濃の長沼城に駐屯していた斎藤朝信も派遣
された^⑦。一方、斎藤朝信の家臣は、引き続き信濃に在陣して
いたようだ。

「史料二十七」^⑧

永々在陣、殊新地普請苦勞心尽、別而下々勞兵痛入候、雖
然、此度之儀、無拋事可為校量候間、弥被入念、早速成就
候様^二稔肝要候、上下無替儀候、可心安候、謹言、

卯月十八日

景勝^{勝頼朝信}

吉江与太郎殿

新津丹波守殿

小倉伊勢守殿

与板衆

赤田衆

丸田伊豆守殿
村山善左衛門尉殿
河田重右兵衛殿
竹俣筑後守殿
宇野氏部少輔殿

景勝は五月一五日に魚津に程近い天神山に着陣したが、織田方を撤退に追い込むには至らなかった。これに対して織田の動きは臨機応変であった。景勝の春日山不在を知るや、上野の滝川一益、信濃・川中島四郡の森長可らは一斉に越後に向けて進出したのである。特に森軍の動きは素早く、春日山近郊まで迫った。景勝は、天神山に着陣してからわずか数日で春日山に引き揚げなければならなかったのである。

後詰めを失った魚津城はその後も抗戦が続けたが、衆寡敵せず、六月三日に落城し、主立った部将は全員討ち死にした。だが、越中の織田軍はその翌日に、森長可は六日に突如として撤退した⁽⁷⁹⁾。魚津落城の前日払暁、本能寺の変が発生し、織田信長の死亡が前線の諸将に伝えられたのである。

景勝は、幸運ともいえるこの状況下で、新発田重家の乱が依然終息していなかったため全勢力を傾注することは出来なかったものの、越中、信濃・川中島四郡で勢力の回復を図った。森長可は、居城である美濃に帰国したため、主を失った川中島四郡の国衆の多くは、上杉方に靡いた。七月には武田時代に同地方の拠点であった海津城まで勢力を拡大し、その城将の一人に斎藤朝信が宛てられた。そして、そのことを示す文書が斎藤朝信の名の終見となる。

〔史料二十八〕⁽⁸⁰⁾

就致在番 御書被下、忝奉存候、依之、預御切書、本望畏入存候、西表先以無事之様候、相替儀候者、早速可申上候、当地口之御用心、如 御誕不被致油断候、此段可然様御心得頼入候、恐々謹言、

安田弥九郎

能元（花押影）

新津丹波守

勝資（花押影）

おわりに

以上、拙い行論ではあったが斎藤朝信の事跡について略述してみた。ほぼ先述の『戦国人名辞典』を出ない内容ではあったが、若干の新知見を著すことが出来ていれば嬉しい。

従来は永禄二年の所謂「四奉行体制」から斎藤朝信の上杉家での活躍が始まると考えられていたが、「史料三」から天文年間に早まる可能性を指摘した。四奉行拔擢後は史料の制約もあって朝信の業績を逐次追うことは出来なかったものの、謙信重臣

桐^マ源^マ左馬助殿

参御報

七月五日

水原平七郎

満家（花押影）

竹俣筑後守

房綱（花押影）

斎藤下野守

朝信（花押影）

として内政・軍事両面で活躍し、つづく景勝期に入ると越中同盟締結や新発田重家の乱期の蘆名家との交渉など外交面でも重きをなすことを明らかにした。朝信は生没年未詳であるが、没年に関しては「史料二十六」にあるように病気を患ったことが原因となって天正十年、もしくはそれに遠くない時期であることが推定できよう。また、刈羽郡のほぼ全域の領主権力者としての側面もある程度指摘することが出来た。

繰り返しになるが、上杉氏の研究は余り進んでいない。そのため、このような感直な方法で家臣団を一人一人丁寧に、帰納的にあたっていくことが、却って上杉研究では必要なのではないだろうか。そうすれば、謙信家臣団の特徴を明らかにしえるのではないか。私にその能力があるかは甚だ心許ないが、柿崎景家や長尾藤景らについてもまとめてみる機会を持てれば良いと考えている。

【参考文献】（姓アイウエオ順）

- ・池享『謙信登場』（『新潟県史』「通史編2」 一九八七年）
- ・池享・矢田俊文編『増補改訂版 上杉氏年表 為景・謙信・景勝』（高志書院 二〇〇七年）
- ・磯貝文嶺「中世・赤田郷をめぐる渡辺（赤田）氏並びに斉藤氏に関する史的考察」（『柏崎・刈羽』第10号 一九八二年）
- ・伊藤幹益「斉藤下野守朝信と赤田城」（『柏崎・刈羽』第2号 一九七五年）
- ・今福匡『上杉景虎―謙信後継を狙った反主流派の盟主』（宮帯出版社 二〇一一年）
- ・片桐昭彦「戦国期長尾景虎（上杉輝虎）の権力確立と発給文書」（『中央史学』24 二〇〇一年）
- ・志村平治『信濃須田一族 須田相模守満親』（総合出版社歴研 二〇一〇年）
- ・武田氏研究会『武田氏年表 信虎・信玄・勝頼』（高志書院 二〇一〇年）
- ・谷口克広『信長軍の司令官―部将たちの出世競争―』（中公新書 二〇〇五年）
- ・中村亮佑「越後守護上杉氏直臣に関する基礎的考察―越後斎藤氏を中心に―」（『駒澤大学大学院 史学論集』第45号 二〇一五年）
- ・則竹雄一「戦国大名上杉氏の軍役帳・軍役覧と軍隊構成」（『獨協中学・高等学校 研究紀要』第二十五号 二〇一一年）

- ・平山優『増補改訂版 天正壬午の乱―本能寺の変と東国戦国史―』（戎光祥出版 二〇一五年）
- ・広井造『謙信と家臣団』（池享・矢田俊文編『定本 上杉謙信』高志書院 二〇〇〇年）
- ・藤木久志「家臣団の編制」（阿部洋輔編『戦国大名論集9 上杉氏の研究』吉川弘文館 一九八四年。初出は藩政史研究会編『藩制成立史の総合研究 米沢藩』吉川弘文館 一九六三年）

【注】

- （1）一般に上杉謙信として知られる人物は越後守護・上杉氏の守護代である長尾家の出身である。上杉謙信は時期により長尾景虎→上杉政虎→上杉輝虎→上杉謙信と名前を変えているが、本稿では上杉謙信で統一したい。
- （2）『上越市史』別編一「上杉氏文書集一」（上越市史編さん委員会編 二〇〇三年）、別編二「上杉氏文書集二」（同編 二〇〇四年）。なお、両書より文書を引用する場合、市史〇〇（〇には文書番号が入る）と記すことにする。
- （3）藤木一九八四、三五六―三五八頁。
- （4）藤木前掲三六一―三六二頁。
- （5）藤木前掲三八三―三八五頁。
- （6）戦国人名辞典編集委員会編、吉川弘文館、二〇〇六年。四四二

- 頁
- (7) 『越後史集』天巻（黒川真道編、国史研究会、一九二六年）一四二〜一四四頁。なお、国立国会図書館・近代デジタルライブラリー（閲覧日は二〇一五年八月一七日。URLは<http://kindai.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/955117>）を参照した。
 - (8) 『上杉史料集』上巻（井上鋭夫校注、人物往来社、一九六六年）四三七頁。
 - (9) 系図に関しては『戦国人名辞典』市村清貴氏執筆の斎藤氏の諸項目及び中村二〇一五を参照した。
 - (10) 『新潟県史』資料編5 中世三 巻の文書番号二四〇〇。以下、『新潟県史』資料編3〜5 所収文書からの引用の場合、県史〇〇（〇には文書番号が入る）と記すことにする。表1の1
 - (11) 表1の2。
 - (12) 『上越市史』別編1「上杉氏文書集1」、六〜七頁。
 - (13) 池・矢田二〇〇七、八〇頁。
 - (14) 表3の1。なお、引用文中の傍点は引用者が施した。
 - (15) 中村二〇一五、四〇〜四一頁、四五頁。
 - (16) 表1の21。
 - (17) 表1の3。
 - (18) 表1の4。
 - (19) 市史二二一。
 - (20) 市史三三〇・三三二。

- (21) 表1の8。
- (22) 片桐二〇〇一、一〇頁。
- (23) 市史二六四・二六八。
- (24) 市史二四六、及び片桐二〇〇一、六〜七頁。
- (25) 表3の2。
- (26) 山本寺定長については天正三年軍役帳を参照。市史二二四六・市史二二四七。
- (27) 『上杉家御年譜』巻一 謙信公（米沢温故会編、原書房、一九八八年）永祿五年五月条によれば関東遠征に斎藤朝信が従軍している。蔵田については市史三〇九・三二五など、長尾政景については市史三八・三四〇など。北条高広発給文書は永祿五・六年間に二点、長尾藤景発給文書は同年間に一点のみ。なお、北条高広は永祿六年以降、上野・厩橋城代となる。
- (28) 表2の1。
- (29) 市史三八二。なお、柿崎景家が遠征先で発給者となったのは、管見の限り本号が初見である。
- (30) 市史四六七〜四七一。
- (31) 市史四九三〜五〇二。
- (32) 表2の3。
- (33) なお、本庄繁長の乱は実際には翌永祿一二年三月〜一二（二五）年三月である。池・矢田二〇〇七、一二七頁参照。当時、上杉謙信は越中在陣中であつたため、側近の直江実綱とかつて

- の四奉行の一人である柿崎景家を村上へ先遣した(市史二六六、及び『上越市史』別編一「上杉氏文書集二」二七九頁)。
- (34) 表2の4、池・矢田二〇〇七、一五一頁参照。
- (35) 『越佐史料』第五卷(高橋義彦編、一九三〇年)三二六頁参照。なお、国立国会図書館・近代デジタルライブラリー(閲覧日は二〇一五年八月二〇日。URLは<http://kindai.ndl.go.jp/infondlj/p/pid/1223516>)を参照した。
- (36) 表2の5。
- (37) 表3の3・4。
- (38) 市史二二四四。
- (39) 池・矢田二〇〇七、一六二頁参照。
- (40) 「鍵」「手明」「鉄炮」「天小旗」「馬上」については、則竹二〇一一、六頁に詳しい。
- (41) 表3の5。なお、この書状は謙信が柴田ら織田の後詰め部隊を打ち破り、織田軍を「安(案)外二手弱之様体」と評した所謂手取川の戦い(天正五年九月三日)を伝える唯一の文書として有名である。
- (42) 表1の11。
- (43) 表2の21。
- (44) 表1の20。
- (45) 表3の6。
- (46) 市史二二四一・二二四二。なお、『新潟県史』は両書状を景勝

- 自筆、則ち景勝による偽作としている。
- (47) 北条高広は厩橋城代、河田重親は沼田城に詰めていた。
- (48) 今福二〇一一、二四四頁によれば、斎藤朝信の母が長尾房長(上杉景勝の祖父)の女で、景勝と従兄弟の間柄になる、という異説もある。
- (49) 表1の13。
- (50) 表1の14。
- (51) 表1の15。
- (52) 斎藤朝信もしくは赤田城の軍兵の、御館の乱時における動向については、表1の16、表2の13、表3の7・14、などを参照。
- (53) 表3の10。なお、引用文中の傍点は引用者が施した。
- (54) 表2の13。
- (55) 『越佐史料』第五卷(高橋義彦編、一九三〇年)五一二・五一四頁参照。なお、国立国会図書館・近代デジタルライブラリー(閲覧日は二〇一五年八月二二日)を参照した。
- (56) 表2の7。
- (57) 池・矢田二〇〇七、一七七頁参照。
- (58) 表2の11。
- (59) 表2の14。なお、文中に見える乗松丸は朝信の子息であろう。乗松丸は天正二二(一五八四)年八月、上杉景勝の偏諱を受け「景信」を名乗り(市史二九六三)、天正一七(一五八九)年には父と同じく菊尾寺に判物を発給している(市史三七五)。

- (60) 表1の17。
- (61) 表1の18。なお、同地域には斎藤朝信嫡男の景信が天正一六年にも文書を発給している。市史三三六六参照。
- (62) 天正壬午の乱については、平山二〇一五が現在唯一の専論である。本稿もこの研究に多くを依った。
- (63) 谷口二〇〇五、二三五〇・二三九頁
- (64) 市史一七五三。
- (65) 池・矢田二〇〇七、一八八頁によれば、新発田重家は織田信長とも反乱直後から誼を通じていた。市史二二四五も参照。
- (66) 須田満親の事跡に関しては志村二〇一〇参照。
- (67) 市史二二五四。
- (68) 木曾謀反から武田滅亡に至る過程は武田氏二〇一〇、二三四〇・二四〇頁参照。また、平山二〇一五、第二章に詳述されている。
- (69) 『上越市史』別編二「上杉氏文書集二」、二四七頁参照。なお、この後も新発田重家の乱は全く終息する様相を見せなかった。
- (70) 表2の16。
- (71) 表2の17・18、表3の16。
- (72) 表3の19。
- (73) 表3の18。
- (74) 表3の20。
- (75) 荒川親正を首魁とする飯山の一向一揆に関しては、平山二〇一五、五一〇・五一六頁参照。森長可による川中島支配に関しては、

平山二〇一五、六七〇・六九頁参照。

- (76) 市史三四四〇・三四四六。
- (77) 表2の19で、景勝は飯山・長沼が心許ないので上条宜順の増派を決めたと伝えている。その宛所の一人が斎藤朝信である。また、表3の22では魚津城の諸將に援軍派遣を伝え、そこに斎藤朝信の名が見える。
- (78) 表2の20。なお、四月一八日に景勝は新発田攻めに関する書状・感状を一斉に発給している。市史三三五〇・三三五五も参照。
- (79) 平山二〇一五、一五八頁参照。
- (80) 表1の19。

〔付記〕拙稿作成にあたり、論文入手などにお力を貸して頂いた歴史作家・乃至政彦氏に感謝申し上げます。また、日本史に関する論文作成が初めてとなる私に、論文の作成の方法など文字通り一から指導頂いた武田氏研究会副会長・平山優先生には深甚の感謝を申し上げて謝筆する。

番号	年次 月 日	宛 花 押 型	内 容	出 典
1	天文8 9/1	額分寺 花押1	斎藤定信と連署で額分寺に安堵状 (署名：朝信)	県二四〇〇
2	天文19 5/13	菊尾寺 (10とは異なる)	菊尾寺に寺社役を割り当て (署名：朝信)	県二二八二
3	永禄2 12/26	広泰寺 ——	長尾藤景・柿崎・北条と広泰寺に 安堵状 (署名：朝信)	市二〇〇
4	永禄3 3/	太田上郷 (5,6と同型)	北条高広と共に制札を発給 (署名：下野守)	市二〇三
5	永禄3 5/13	府内町 (4,6と同型)	四人奉行、府内に条目を発給 (署名：下野守朝信)	市二〇七
6	永禄3 5/	居多神社 (4,5と同型)	四人奉行、居多神社に制札を発給 (署名：下野守)	市二〇八
7	永禄3 5/	八幡社 ——	四人奉行、八幡社に制札を発給 (署名：下野守)	市二〇九
8	永禄4 3/	(5に似る)	長尾藤景らと伝馬役などを指示 (署名：下野守)	市二六九
9	永禄4 9/9	直江大和守殿 ——	(本号は検討の余地あり、署名： 斎藤下野守朝信)	市二八一
10	元亀2 5/16	菊尾寺 (2とは異なる)	菊尾寺に寺社役を割り当て (署名：朝信)	市一〇四八
11	天正3 6/	和田六右衛門 (1,3,14,15と同型)	新発田・竹俣と荒井町の問屋に伝 馬役指示 (署名：斎藤下野守)	市一二五八
12	天正5 2/	法持寺 花押2	法持寺に禁制発給 (署名：花押のみ)	市一三二四
13	天正6 6/	習禪寺村 (11,14,15と同型)	新発田竹俣と習禪寺村に禁制発給 (署名：下野守)	市一五七一
14	天正6 8/22	四郎右衛門尉 (11,13,15と同型)	新発田・竹俣と能登の海商に朱印 状発給 (署名：下野守)	市一六一七
15	天正7 2/	太田保 花押2	太田保に禁制発給 (署名：花押のみ)	市一七八一
16	天正7 5/10	斎木殿 ——	御館の乱関連 (署名：斎藤下野守朝信)	市一八二四
17	天正8 9/28	東福院 花押3	東福院に安堵状発給 (署名：斎藤下野守朝信)	市二〇四二
18	天正9 2/15	小国石橋村長 花押2	石橋名に百姓役を課す (検討の余 地あり、署名：朝信)	市二〇八七
19	天正10 7/5	桐澤左馬助殿 ——	海津城で安田能元らと連署状発給 (署名：斎藤下野守朝信)	市二四四五

番号	年次 月 日	宛 花 押 型	内 容	出 典
20	年次未詳 7/23	東福院 花押 3	東福院へ合沢を寄進 (署名：斎藤下野守朝信)	県二四〇三
21	年次未詳 5/23	妙行寺 ——	妙行寺に禁制など発給 (署名：斎藤小三郎朝信)	県二四〇五

表1 【斎藤朝信発給文書一覧】

花押型：『新潟県史』資料編 3～5 で比定されている花押型を利用した。県史に比定がない場合は——とした。また、『上越市史』別編 1・2 の別冊、『新潟県史』資料編 3～5 の付録に掲載されている写真も参考にした。
 内 容：文書の内容。長文の場合は斎藤朝信に関連する事項を略述した。
 出 典：県〇〇は『新潟県史』資料編 3～5 所収文書、市〇〇は『上越市史』別編 1・2 上杉氏文書 1・2 所収文書の文書番号をあらわす。

番号	年次 月 日	発 給 者	内 容	出 典
1	永禄 7 2/17	上杉輝虎	下野・佐野攻めの感状	市三八八
2	永禄 8 ? 9/18	上杉輝虎	謙信、国境守備を指示（赤見、小野、斎藤宛）	市四七四
3	永禄 9 3/10	足利義昭	足利義昭から上洛要請	市五〇一
4	元亀 4 4/20	上杉謙信	謙信、越中守備を指示（上条、柿崎、斎藤、十郎ら宛）	市一一四九
5	天正 4 2/20	温井景隆・平堯知・遊佐盛光・長綱連	能登から援軍要請（色部、斎藤、岩井、小倉、五十公野宛）	市一二八一
6	天正 6 6/7	跡部勝資	越甲同盟の交渉開始（中条、竹俣、五十公野、斎藤ら宛）	市一五二七
7	天正 6 6/24	武田勝頼	越甲同盟の交渉関連	市一五五九
8	天正 6 9/23	小山田信茂	越甲同盟の交渉関連	市一六七四
9	天正 6 9/23	小山田信茂	越甲同盟の交渉関連	市一六七五
10	天正 6 9/23	長坂光堅	越甲同盟の交渉関連	市一六七六
11	天正 6 9/24	武田勝頼	越甲同盟の交渉関連	市一六七九
12	天正 6 10/1	春日信達	越甲同盟の交渉関連	市一六八七

番号	年次 月 日	発 給 者	内 容	出 典
13	天正 7 5 / 6	上杉景勝	御館の乱関連（与板への加勢命令）	市一八二〇
14	天正 8 閏 3 / 14	上杉景勝	上杉景勝からの恩賞など	市一九三〇
15	天正 9 9 / 18	某（榎尾力） 秀安・寺嶋盛徳	佐々成政の越中出陣を知らされる （須田、斎藤、上条宛）	市二一八八
16	天正10 2 / 17	蘆名盛隆	新発田の乱関連の外交交渉	市二二七七
17	天正10 2 / 18	黒金景信・ 楠川将綱	越中情勢の報告・援軍要請（竹俣・ 小倉・村山・斎藤宛）	市二二七八
18	天正10 2 / 18	菅名綱輔	越中情勢の報告・援軍要請（竹俣・ 小倉・村山・斎藤宛）	市二二七九
19	天正10 4 / 6	上杉景勝	景勝、飯山・長沼方面の守備を命 ずる（斎藤・小倉・千坂宛）	市二二三七
20	天正10 4 / 18	上杉景勝	信濃に「新地」新城を普請 （吉江・新津・赤田衆ら宛）	市二三五六
21	年次未詳 6 / 3	上杉輝虎	東福院への寄進を許可	市九九一

表2【斎藤朝信受給文書一覧】

発給者：文書発給者。複数の場合は全員表記。

内 容：括弧内は文書の宛所が複数の場合の受給者。多数に及ぶ場合は一部省略。

番号	年次 月 日	発 給 者 宛 所	内 容	出 典
1	天文18 7 / 4	本庄実乃 平子孫太郎	斎藤小三郎、台飯式に出席か （「斎藤小三郎殿」）	市二〇
2	永禄 4 8 / 29	上杉政虎 長尾政景	謙信、長尾政景に越山中の留守を 指示（「斎藤下野守」）	市二八〇
3	天正 3	——	上杉家の軍役帳（「斎藤下野守」）	市一二四六
4	天正 3	——	上杉家の軍役帳（「斎藤下野守」）	市一二四七
5	天正 5 9 / 19	上杉謙信 長尾和泉守	米森城に山浦国清と朝信を入れる （「斎藤」）	市一三四九
6	天正 5 12 / 23	——	上杉家家中名字尽手本（「斎藤下 野守」）	市一三六九
7	天正 6 11 / 4	上杉景勝 佐野清左衛門尉	御館の乱関連（「あかた」）	市一七一五

番号	年次 月 日	発給者 宛 所	内 容	出 典
8	天正6 12/16	山崎秀仙 上野九兵衛尉	御館の乱関連、河田長親の着陣予定（「赤田」）	市一七二四
9	天正7 1/6	上杉景勝 佐野清左衛門尉	御館の乱関連、河田長親の着陣予定（「赤田」）	市一七三四
10	天正7 1/6	上杉景勝 村山慶綱	御館の乱関連、河田長親の着陣予定（「赤田」）	市一七三五
11	天正7 1/26	上杉景勝 若林・山田他	御館の乱関連（「斎藤下野守」）	市一七三九
12	天正7 2/3	（上杉景勝） 佐野清左衛門尉	御館の乱関連（「赤田」）	市一七五一
13	天正7 2/27	山崎秀仙 遠藤・上野	御館の乱関連（「赤田」）	市一七七七
14	天正7 5/12	直江重綱・今井 山崎秀仙	御館の乱関連（「赤田」）	市一八二六
15	天正9 7/5	村山慶綱 桐澤・斎木・泉沢	越中の諸口に山浦国清と共に派遣（「斎藤殿」）	市二一五四
16	天正10	上杉景勝 上条宜順	景勝、上条宜順に越中の対応を命ずる（「斎藤」）	市二二八〇
17	天正10 3/2	八重森家昌 長井昌秀	武田家臣八重森家昌から長井昌秀への書状・援軍要請（「斎藤殿」）	市二二九七
18	天正10 3/5	竹俣房綱ら 直江兼統	武田家への援軍として進軍情況報告（「斎藤」）	市二二九九
19	天正10 3/6	上杉景勝 福王寺・梅口軒	武田家への援軍として斎藤・千坂ら派遣を伝える（「斎藤下野守」）	市二三〇一
20	天正10	上杉景勝 上条宜順	斎藤・千坂らの援軍の状況を知らせる。朝信は病気に（「斎藤」）	市二三〇七
21	天正10 4/3	直江兼統 小倉伊勢守入道	信濃情勢の報告（「斎下」）	市二三二八
22	天正10 4/13	上杉景勝 中条ら魚津城将	魚津城への援軍として派遣（「斎藤下野守」）	市二三四八
23	年次未詳	——	四人奉行に関する案文（「さい藤殿」）	市二四六

表3 【斎藤朝信関連文書一覧】

書状に「斎藤下野守」「斎下」「赤田」「赤田」など、斎藤朝信に関連する文言が含まれているものの一覧である。内容の括弧内が文書の文言を表す。